

千葉慶友会会則

第1章 〈名称と所在地〉

第1条 本会は千葉慶友会と称し、事務局は会長宅に置く。

ただし、資金・口座管理は会長の委任を受けた会計係が行い、口座管理上の事務所の所在地は会計宅に置く。

第2章 〈目的〉

第2条 本会は、会員相互の学習上の啓発を行うことを目的とし、会員の親睦を深めつつ、塾生の卒業を目指すものである。

第3章 〈学習活動方針〉

第3条 本会は、学習を本旨とする自主・独立の学習組織であり、前条の目的を達するために次の方針に従って活動する。

1. 例会を定期的にもち、会員相互の学習と情報交換の場として内容の充実に努める。
2. その他、前項の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 〈会員〉

第4条 本会は原則として、千葉県に居住または勤務する慶應義塾大学通信教育課程の塾生・塾員で、本会の目的に賛同し、本会に申し込みをした者をもって組織する。

第5章 〈会費〉

第5条 本会の会員は、本会を運営するために会費を納める。

1. 会員は年会費として、塾生は2000円、塾員は1000円を一括納入する。
ただし、10月1日以降、翌年3月31日までに入会した会員（塾生）は半年会費として、1000円を一括納入する。
2. 1年以上会費が支払われなかった場合は退会とみなす。
3. 本会の財政状況によって会費を適宜見直すこととする。

第6章 〈会計〉

第6条 本会の活動に要する経費は、原則として会費によってまかなう。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 この資金は、第2条の目的を遂げるため以外には支出、または使用することはできない。

第7章 〈役員〉

第9条 この会には次の役員・会計監査役及び学部担当を置く。

役員

1. 会長	1名
2. 副会長	1名
3. 会計	1名
4. 会計監査	1名
5. 会場係	2名
6. ニュースレター・HP係	2名
学部担当	
経済学部	1名
文学部	1名
法学部	1名

第8章 〈役員選出〉

第10条 1. 第9条の役員は塾生から選出する。

2. 各役員の任期は2年とする。ただし前年度以前の役員、総会での信任を得ての再任は拒まない。

3. 役員は立候補を優先し、立候補者がいない場合は、学籍番号ごとの輪番制で決定される。前年度以前の役員が輪番制により候補にあがった場合は、役員候補から除外される。

4. 会長の立候補者がいない場合は、決定された役員候補者の中から話し合いによって決定される。ただし卒論指導中の会員は会長には就任しない。

第11条 役員は、総会出席者(委任状を含む)の多数決により選出される。

第9章 〈総会〉

第12条 総会はこの会の最高議決機関であり、年度末の3月に行い、全会員をもって構成される。

総会は過半数の出席者(委任状を含む)により成立する。

総会では次のことを審議する。

1. 決算・予算案の承認
2. 活動報告、及び活動計画案の承認
3. 役員および会計監査委員、学部担当の選出と承認
4. その他の重要事項

第10章 〈退会の規定〉

第13条 退会には、会長宛にメールまたは文書での届け出が必要である。ただし第5条2項のとおり、会費が1年以上支払われなかった場合は退会とみなす。

第11章 〈規約の改正〉

第14条 本会の規約は、総会および臨時総会において会員(委任状を含む)の過半数をもって改正することができる。

2022年3月の改訂

- ・第1条 口座管理上の事務所を会計宅に置くことを明記する表現に変更。
- ・第5条1 会員（塾生）の年会費を3000円から2000円に変更し，同半年会費を1500円から1000円に変更。会員（塾員）の半年会費を廃止。
- ・第5条3 追加